

## 仕 様 書

### 1 調達物品

自動精算機及び医療費後払いシステム一式

### 2 調達構成

- (1) 自動精算機 二式
- (2) 医療費後払いシステム 一式

### 3 性能、機能に関する要件

本調達物品に係る性能、機能及び技術の要件は、別紙 1 から別紙 2 に示すとおりとする。

### 4 性能、機能以外に関する要件

- (1) 設置にあたり、当院が用意した一次側設備以外に必要な改修工事等があれば当院担当職員と協議の上で落札者において施行すること。
- (2) 本調達に伴う撤去、搬入、据付、配線、配管及び運転調整（オンライン接続等を含む）については、当院担当職員と事前協議のうえで落札者において施行すること。
- (3) 機器の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
- (4) 導入機器の設置場所は、病院の指定場所とすること。
- (5) 障害時には迅速な対応によるアフターサービスおよびメンテナンスの体制が整備されていること。
- (6) 本機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- (7) 障害時、24 時間 365 日体制のコールセンターを保持していること。
- (8) 保守の際にソフトウェア等の脆弱性が発見された場合は、当院担当職員へ報告し、対策を講じること。
- (9) 納入検査確認後 1 年間は無償で定期点検、調整を行うこと。
- (10) 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当院担当職員と協議し決定すること。
- (11) 導入機器の日本語版の取扱説明書を 1 部備えること。また、取扱説明書を PDF ファイル形式化したものも提供すること。
- (12) 個人情報の共有に対し、病院と守秘義務契約を行うこと。
- (13) 導入された機器の動作を判断するため、落札者が正常に動作することを示し、当院担当職員の承認を得たうえで引き渡すこと。
- (14) その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

【別紙1】自動精算機

1-1. 調達物品	
1-1-1	自動精算機本体 2台
1-1-2	自動精算機稼働管理PC 1台
1-2. 性能及び機能に関する要件	
1-2-1	通信及び接続の条件に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-1-1	医事会計システムと自動精算機システムをLAN接続（TCP/IPソケットインターフェース）で接続でき、接続仕様は医事会計システムが提示する仕様書に準拠すること
1-2-1-2	自動精算機本体に、診察券（磁気カード・JIS II型）の挿入、患者IDバーコードの読取、かつ、患者IDのテンキー入力により、自動精算機の画面に当該患者の請求金額を表示できること
1-2-1-3	収納を制限する情報を医事会計システムより受け取り、その旨の内容を表示できること。また、病院指定金額以上の請求金額が発生した場合、自動精算機側にて収納を制限できること
1-2-1-4	自動精算機に診療料金が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済み状態になり、領収証に印字される内容が送信できること
1-2-2	自動精算機本体に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-2-1	偽造紙幣や偽造硬貨の収納を防止できること
1-2-2-2	患者ID入りの磁気ストライプカードの読取ができるカードリーダーを搭載していること
1-2-2-3	患者IDのバーコード（QRコードの読取も可能であること）が読取れるバーコードリーダーを搭載していること
1-2-2-4	バーコードリーダーは読取用紙を表向きで利用できレーザー光が直接目に触れないこと
1-2-2-5	操作補助用として本体に手すりがあること
1-2-2-6	操作を促す人感センサーを内蔵していること
1-2-2-7	防犯ブザーが搭載してあること
1-2-2-8	呼び出しボタンを搭載しており、取引中に患者様がボタンを押下することで稼働管理PCに通知されること
1-2-2-9	音声での操作ガイダンス機能があること
1-2-2-10	音声ガイダンスは、利用者が任意に日本語／英語に切替できること
1-2-2-11	LED（青）操作誘導ランプやスポットライト（白）を有していること
1-2-2-12	傘・杖立て機能付きの専用荷物置き台を有していること
1-2-2-13	入金確定方法として、以下のどちらでも選択でき、運用後の変更が可能なこと
1-2-2-13-1	確認ボタン対応：入金額及び釣銭額を目視確認しながら都度入金でき、「確認ボタン」を押すことで入金確定
1-2-2-13-2	オートスタート対応：入金額が請求額以上になると、自動的に入金確定
1-2-2-14	紙幣入出金時及び硬貨入出金時の可視化を図るため、入出金部監視カメラにて、患者ごとの入出金時の映像を精算機本体及び稼働管理PCで確認できること
1-2-2-15	硬貨払出時の可視化を図るため、硬貨払出部にカメラを設置でき、患者ごとの出金時の映像を精算機本体及び稼働管理PCで確認できること
1-2-2-16	自動精算機本体の保守は、前面扉対応であること
1-2-2-17	大型専用名称パネルが搭載されていること。
1-2-2-18	堅牢性は、日本自動販売機工業会が定めるレベル2に準拠した強度であること
1-2-2-19	本体電源の自動ON/OFF機能を有しており、タイマースケジュール設定ができること
1-2-2-20	無停電電源装置を内蔵していること
1-2-2-21	サーマルプリンタが2台同時に搭載でき、領収書と診療明細書の2枚同時発行対応ができること
1-2-2-22	操作画面が左右から見えないように、サイドパーテーションがあること
1-2-2-23	遠方からの稼働状況認識が可能なLED付サイドパーテーションであること
1-2-2-24	硬貨取り忘れ防止機能として、硬貨出金口がシャッターにて開閉できること。
1-2-2-25	紙幣取り忘れ防止機能として、紙幣入出金口がシャッターにて開閉できること。
1-2-2-26	カード（診察券・クレジット・キャッシュカード）挿入口には硬貨等の異物混入防止の為、シャッターが搭載されていること
1-2-2-27	カード（診察券・クレジット・キャッシュカード）の取り忘れ防止策としてカード取り込み機能があること また、その際は休止することなく次の取引が行えること
1-2-2-28	画面はタッチパネル方式で、21.5インチ以上の液晶カラーディスプレイであること
1-2-2-29	左右側面30度以上の角度からは画面が見えないプライバシー対応モニターであること
1-2-3	金銭処理機能に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-3-1	入金処理は、以下の金種以上の取り扱いができること
1-2-3-1-1	紙幣 全金種（一万円、五千元、二千元、一千元）
1-2-3-1-2	硬貨 全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
1-2-3-2	入金方法は、紙幣200枚以上、硬貨50枚以上の一括混在投入ができること
1-2-3-3	出金処理は、以下の金種以上の取り扱いができること
1-2-3-3-1	紙幣 三金種（一万円、五千元、千円）
1-2-3-3-2	硬貨 全金種（五百円、百円、五十円、十円、五円、一円）
1-2-3-4	出金方法は、紙幣200枚以上、硬貨50枚以上（混合一括出金）ができること
1-2-3-5	硬貨収納枚数は、五百円300枚、百円500枚、五十円500枚、十円500枚、五円500枚、一円500枚以上であること
1-2-3-6	紙幣収納枚数は、一万円札2,000枚、五千元札2,000枚、千円札2,000枚、二千元札800枚以上であること
1-2-3-7	紙幣・硬貨共に金銭が外部の目に触れることなくカギ付きの金庫回収ができること

1-2-3-8	紙幣・硬貨共に金銭が外部の目に触れること無くカギ付きの金庫装填ができること
1-2-3-9	金銭回収方法として、病院で任意に全額回収／売上金回収の選択ができること
1-2-4	カード対応機能に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-4-1	クレジットカード支払いの対応ができること
1-2-4-2	クレジットカード決済時、カード情報の非保持化又はPCIDSSに準拠していること
1-2-4-3	クレジットカードのICチップを读取ることによる決済が可能なこと
1-2-4-4	クレジットカード決済は以下の方式より選択可能なこと
1-2-4-4-1	オートローディング方式 EMV認証を取得したICカード対応端末、PCI-PTS認証を取得したPINPADを搭載していること。一般社団法人日本クレジット協会が公布している『オートローディング自動精算機のIC対応指針と診療費支払機の本人確認方法について』の代替対策案を基に、ICクレジットカード対応化におけるセキュリティ対策がなされていること。日本クレジット協会が公布している『対面加盟店における非保持化と同等/相当のセキュリティ確保を可能とする措置に関する具体的な技術要件について』の端末に対するセキュリティ対策がなされていること
1-2-4-4-2	専用決済端末方式 一般社団法人日本クレジット協会が公布している「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2019-」が定める、外回り（精算機自体では「カード情報」を電磁的情報として『保存』、『処理』、『通過』させない仕組み）また、ICカード決済（EMV）が可能でEMVブランド認定を取得している決済端末であること
1-2-4-5	J-Debitカード払いの対応ができること
1-2-4-6	クレジットカード、J-Debitカード払い時の入金区分情報を医事会計システムに送信できること
1-2-4-7	支払い方法の選択操作はカード払い時のみ発生すること（現金払いの場合は特別な操作が無いこと）
1-2-4-8	クレジットカード払いの時、利用者が任意に1回払い/分割払い/リボ払いの選択ができること
1-2-4-9	クレジットカードで1回払いの時、利用者が1回払いを画面で選択しない運用が可能なこと
1-2-4-10	現金を扱わないカード専用機として利用でき、病院が任意に切替操作できること
1-2-4-11	精算機本体が複数台の場合でも、インターネット回線は1本で対応できること
1-2-4-12	カード利用明細書は、領収書用紙に含めての印字もしくは、専用プリンタでの印字から選択可能なこと
1-2-4-13	クレジットカード決済の取消が可能なこと
1-2-5	画面表示機能に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-5-1	患者ID、患者氏名、入院・外来区分、受診年月日、診療科名、請求額（受診日、受診科毎）、請求額合計、投入額、釣銭額が画面に表示できること
1-2-5-2	外字が含まれた患者氏名の表示ができ、未登録外字の場合はカナ氏名に自動変換できること
1-2-5-3	請求項目の表示有無を、利用者が任意で切替可能なこと
1-2-6	領収書及び診療明細書印刷機能に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-6-1	病院指定の領収項目/レイアウトに対応でき、印刷ができること
1-2-6-2	紙以外の消耗品が発生しないサーマルプリンタが利用できること
1-2-6-3	1回の補充作業で、領収書及び診療明細書が各2,100枚以上発行できること
1-2-6-4	ミシン目入りの領収書用紙が使用できること
1-2-6-5	文字種当社指定フォントにてはANK、漢字JIS第1第2第3第4水準を網羅すること
1-2-6-6	外字が含まれた患者氏名の印字ができ、未登録外字の場合はカナ氏名に自動変換できること
1-2-6-7	領収書再発行機能を有すること。
1-2-7	精算機稼働管理PCに関し、以下の要件を満たすこと
1-2-7-1	以下の遠隔指示機能を有すること
1-2-7-1-1	電源のON、OFFの指示
1-2-7-1-2	現金専用対応/現金・カード併用対応/カード専用対応への切換
1-2-7-1-3	紙幣・硬貨の回収金庫への回収指示
1-2-7-2	釣銭切れや領収書用紙切れの事前警告機能により、機器停止を未然に防ぐ機能があること
1-2-7-3	金銭補充、抜取等の操作履歴管理ができること
1-2-7-4	以下の帳票出力機能を有すること また、CSV形式でファイル保存できること
1-2-7-4-1	日計表（号機毎、合計/初期設定額、補充金額、取引金額、現金有高が金種別集計されたもの）
1-2-7-4-2	処理単位、領収書単位の利用明細表（号機毎、合計/患者ID、取引時間、入出金額が印字されたもの）
1-2-7-4-3	入院・外来別売上表（号機毎、合計）
1-2-8	拡張性に関し、以下の要件を満たすこと
1-2-8-1	本体の色は病院指定の色へ変更可能なこと
1-2-8-2	リライトカードに対応できること
1-2-8-3	交通系ICカード決済に対応できること（クレジットカード決済と併用できること）
1-2-8-4	ユニットを筐体外に設置し駐車場利用券の処理に対応できること（割引処理など）
1-2-8-5	その他、以下の項目について対応可能であること
1-2-8-5-1	クレジットカード利用明細書の発行
1-2-8-5-2	お薬引換券の発行
1-2-9	セキュリティ対策を講じること
1-2-9-1	診療情報、金融資産情報の取り扱いに対し十分なセキュリティ対策を講じること
1-2-9-2	ソフトウェア等の脆弱性に対しアップデートプログラム等で最新のセキュリティ対策が可能であること

【別紙2】医療費後払いシステム

2-1. 調達物品	
2-1-1	医療費後払い登録端末 1台
2-1-2	医療費後払い稼働管理PC 1台
2-1-3	医療費後払いサーバー 1台
2-1-4	想定利用者件数年間約5,000件の運用に必要なハードウェアを準備すること
2-1-5	既存導入システムで使用している場合は、必要な物品のみを整備すること
2-2. 性能及び機能に関する要件	
2-2-1	通信及び接続の条件に関し、以下の要件を満たすこと
2-2-1-1	医療費後払い登録時の病院情報システムとの連携を、上位システムより取得可能な情報を基に相互に行うこと (患者属性、登録状況、(入金)処理状況、請求書情報(請求書番号、発行日、請求期間、請求金額等))
2-2-1-2	院内設置の医療費後払いサーバと院外設置のデータセンター間の通信方法は、セキュリティ面を考慮し閉域網であるVPN回線とすること
2-2-2	通信及び接続の条件に関し、以下の要件を満たすこと
2-2-2-1	登録端末を患者自身が操作を行い、必要な登録が完結できること
2-2-2-2	後払い運用に関し、スマートフォンアプリを利用する場合とスマートフォンアプリを利用しない場合の両方での決済が可能な仕組みであること
2-2-2-3	院内設置の専用端末にて医療費の後払い登録、領収書、診療明細書が可能であること
2-2-2-4	院内設置の専用端末、WEB上にて患者自身が操作を行い診療費の領収書の発行が可能であること
2-2-2-5	未収防止の観点から、後払い登録時にクレジットカードの有効性確認を行い、事前に利用可否判断が可能な仕組みであること
2-2-2-6	クレジットカード払い(VISA/Master/JCB)及びコンビニ払い(上限:50,000円)が可能であること
2-2-2-7	クレジットカードでの支払い方法は1回払いであること
2-2-2-8	医療費後払い登録は診察券、デジタル診察券及びクレジットカードを用いて行うこと
2-2-2-9	医療費後払い利用時の患者負担額は「0円」であること
2-2-2-10	診療費確定後、自動精算システムのインターフェースを利用し、医事会計システムより診療費情報を自動で取得可能なこと
2-2-2-11	診療費確定後、自動精算システムのインターフェースを利用し、医事会計システムに収納済み情報を自動で送信可能なこと
2-2-2-12	診療費決済後、利用者の領収書、診療明細書データは外部データセンターにて保存する仕組みであること
2-2-2-13	診療費決済後、利用者がスマートフォンにダウンロードしているアプリケーション及び専用ダウンロードサイトへアクセスすることにより、1.領収書、2.診療明細書をPDF取得する仕組みがあること
2-2-2-14	診療費決済後、利用者自身が領収書同等のものをプリントできる仕組みを構築していること
2-2-2-15	診療費決済後、利用者自身が診療明細書同等のものをプリントできる仕組みを構築していること
2-2-2-16	後払い登録後、何らかの理由によりキャンセルとなった場合には、利用者がスマートフォンにダウンロードしているアプリケーションにその旨の通知を自動で行えること
2-2-3	医療費後払い登録端末に関し、以下の要件を満たすこと
2-2-3-1	医療費後払い登録端末は、後払い登録機能と帳票発行機能を有すること
2-2-3-2	画面はタッチパネル方式で、15.6インチ以上の液晶カラーディスプレイであること
2-2-3-3	クレジットカードを用いた後払い決済ができるように、ICチップを読取ることが出来る決済端末が搭載されていること
2-2-3-4	登録完了した際に後払い受付票(患者用及び院内控え用)の2枚を印刷できるサーマルを内蔵し発行対応ができること
2-2-3-5	患者IDのバーコード(QRコードの読取も含む)が読取れるバーコードリーダを搭載していること
2-2-3-6	患者ID入りの磁気ストライプカードの読取ができるカードリーダを搭載していること
2-2-4	セキュリティ対策を講じること
2-2-4-1	診療情報、金融資産情報の取り扱いに対し十分なセキュリティ対策を講じること
2-2-4-2	ソフトウェア等の脆弱性に対しアップデートプログラム等で最新のセキュリティ対策が可能であること